

浙江省特許保護条例

2005年9月30日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

浙江省特許保護条例

(1998年12月15日浙江省第9期人民代表大会常務委員会第9回会議採択、2005年9月30日浙江省第10期人民代表大会常務委員会第20回会議改正)

第1章 総則

第1条 特許の保護を強化し、特許権者及び公衆の合法的權益を維持し、発明創造を奨励し、自主的知的財産権を形成し、特許の実施を促進するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及びその他の関係法律、規定に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域において特許の管理、保護に関係する活動に従事する場合、本条例を適用する。

第3条 省人民政府の特許管理部門は本省における特許の保護業務を主管する。区を有する市の人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の管理保護業務を行う。県(市、区)の人民政府の特許管理部門は本条例に規定された職責に従って特許の管理保護業務を行う。

科学技術、工商行政、公安、税関、経済貿易などの関係行政管理部门は各自の職責に基づき特許の管理保護業務を行う。

第4条 県級以上の人民政府の特許管理部門は割り当てられた必要専任人員で特許の管理保護の具体的業務に従事しなければならない。

第2章 特許の管理と保護

第5条 県級以上の人民政府は下記の事項に用いる特許専用資金を設ける。

- (1) 発明特許申請などのための経費補助
- (2) 特許人材の研修
- (3) 特許業務の試験的試み
- (4) 特許技術の実施と産業化推進
- (5) 顕著な貢献をした発明者或いは設計者に対する報償
- (6) 外国特許取得と国際特許交流協力への支持
- (7) その他

第6条 県級以上の人民政府の特許管理部門は企業の特許業務を指導し、技術革新を促し、自主的な知的財産権の形成を強化しなければならない。

第7条 県級以上の人民政府は単位と個人が必要に応じて外国に特許申請することを奨励し、特許管理部門は必要な指導をする。外国への特許申請に当たっては国家の機密を漏

洩してはならない。

県級以上の人民政府は組織的に国際的な特許交流、協力を展開し、我が省の経済社会発展に必要な外国技術を紹介導入しなければならない。

第8条 発明創造の発明者、設計者が取得した特許は関連技術資格評価などの成果業績項目とすることができる。

第9条 如何なる単位及び個人も許可なしに非合法的に他人の特許を実施し、他人の特許を詐称し、非特許製品及び特許方法を、特許製品及び特許方法であると詐称してはならない。

如何なる単位及び個人も非合法的に他人の特許を偽造したり、他人の特許製品や方法を詐称する行為に資金、場所、輸送、生産設備などの便宜を提供してはならない。

如何なる単位及び個人も特許管理部門に特許の違法行為を告発する権利を有する。告発した職員に対し特許管理部門は報償する。

第10条 国有資産を有する単位は特許出願権、特許権を譲渡する以前に、又は法人として変更、終止及び資産再編、財産権変更以前に特許資産を評価する必要がある場合、国の関係規定に基づき特許資産の評価を行わなければならない。

第11条 企業、事業単位と個人が技術開発、輸出入或いは特許権を出資して企業を設立する場合は特許検索を奨励しなければならない。

政府の援助による研究開発、成果応用或いは技術改革プロジェクトと政府立案の技術輸出入、及び特許技術をもって政府の科学技術進歩賞に応募するに当たっては、申請者または応募者は特許検索報告書と関連証書を提出しなければならない。

第12条 広告を通じて特許製品、特許方法を宣伝する特許権者及び特許の実施を許諾された単位及び個人は、広告の経営者及び発布者に特許管理部門が作成した特許が有効であることを示す証明文書を提供しなければならない、特許の実施を許諾された単位及び個人は関係する特許実施許諾契約書の副本も提供しなければならない。

広告の経営者と発布者は関連証明文献検査を受けなければならない、有効な文献が未提出の場合は広告の設計、制作、発布をしてはならない。

第13条 特許代理、特許技術貿易、特許資産評価、特許情報検索、特許情報提供などの特許の仲介サービス機構は事務登記登録手続きの規定に基づき業務を行うことができる。特許仲介サービス機構とその職員は規定に従って業務をおこなわなければならない、虚偽の特許検索、特許資産評価、特許情報などの報告をしてはならず、他人と通じて国家や集団や第三者の利益に損害を与えてはならず、当事者に特許関連契約を強要してはならない。特許管理部門は特許仲介サービス機構に対する指導監督を強化しなければならない。

第14条 特許権者や利害関係者が輸出入貨物に権利侵害の嫌疑を発見した場合「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の規定に基づいて税関に保護措置を請求することができる。

第15条 展覧会、展示会、普及会、交易会などの主催者は特許標記、特許番号を有する

製品や技術を表示するに当たっては製品の特許証や許諾契約などの証明書の検査を受けなければならない。有効な証明を提出できない場合は特許製品、特許技術として展示することはできない。

特許管理部門は展示会中の特許技術、特許製品を管理監督する。特許管理部門は出品者の特許侵害、他人の特許模倣、他人の特許詐称などに対する証拠を収集し、展覧会場からの撤去処理を行うことができる。出品者が異議を唱え担保を提供した場合は撤去を暫く見合わせ展覧会終了後、特許管理部門による調査で明確にした後処理することができる。展覧会主催者、出品者は特許管理部門の侵害行為の検査に協力しなければならない、拒絶妨害してはならない。

第3章 特許紛争の処理

第16条 特許紛争は当事者が協議で解決し、双方の当事者が県級以上の人民政府特許管理部門に調停を申請することもできる。調停が成功した場合、双方の当事者は自覚してそれを履行しなければならない。

第17条 特許権侵害紛争の当事者が協議を望まないかまたは協議が不成功に終わった場合、人民法院に起訴することができ、権利侵害行為が行なわれた場所または被請求人の所在地の管轄区の市人民政府特許管理部門に処理を求めることもできる。涉外特許権侵害紛争と管轄区をまたがる特許権侵害紛争の処理は省人民政府の特許管理部門が責任を負い、必要に応じて管轄区の市人民政府の特許管理部門に処理を指示できる。特許の管理容量が大きく実際の処理能力のある県(市、区)人民政府の特許管理部門は省、区を有する市人民政府の特許管理部門が処理委託した本行政区内の特許権侵害紛争を受理することができる。

第18条 特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を求める場合、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許権者または特許権侵害紛争と利害関係人であること。
- (2) 明確な被請求者がおり、具体的な請求事項、事実、根拠があること。
- (3) 当事者間に事前の仲裁約定がなく、または事後の仲裁約定の合意がないこと。
- (4) 当事者のいずれも人民法院に提訴していないこと。
- (5) 特許管理部門の管轄範囲に属すること。

特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を求める場合は申請書を提出しなければならない。

第19条 特許管理部門は申請書の受領日から7日以内に受理するか否かの決定を下し、請求者に通知しなければならない。特許管理部門が受理を決定した場合、受理日から7日以内に被請求者に答弁を通知しなければならない。

被請求者は答弁通知書を受領した後15日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。被請求者が期限までに答弁書を提出しなかった場合も、特許管理部門の処理手続きの進行には影響しない。

第20条 特許権侵害紛争の立件後、被請求者が答弁期限内に国家特許再審委員会に特許権無効宣告を申請した場合、特許管理部門に処理手続きの中止を求めることができるが、請求者は特許管理部門の指定する期限内に特許再審委員会が出した受理通知書を提出し

なければならない。

下記に掲げる状況の一つがある場合、特許管理部門の審査を経て、処理を中止しないようにすることができる。

- (1) 発明特許権の帰属に関する紛争の場合。
- (2) 特許権者の持つ国務院特許行政部門が出した実用新案検索報告で当該実用新案が新規性、創造性を喪失していることが見い出せない場合。
- (3) 当該実用新案または意匠特許権がすでに特許再審委員会の審査を経て、特許権の有効または一部有効が維持されている場合。
- (4) 被請求者が提出した特許権無効の宣告に提供した証拠や根拠が曖昧な場合。
- (5) 権利侵害で訴えられた製品が明らかに当該特許の保護範囲に属していない場合。
- (6) 国家の関係規定に基づき処理を中止すべきでないその他の状況。

第 21 条 特許管理部門は特許権侵害紛争案件を処理するに際し、規定の手続きに基づき下記に示す職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人を尋問する。
- (2) 案件に係わる契約書、帳簿及びその他の原証拠等の資料を検閲、複製する。
- (3) 現場を検査し案件に関わる物品を撮影記録する。
- (4) 必要に応じ関係単位あるいは専門家に技術鑑定を委託する。

特許管理部門が特許権侵害紛争案件を処理する場合、規定の手続きに基づき、消失、移動の可能性のある証拠となり得る物品は登録し保存することができる。

第 22 条 特許管理部門が特許権侵害案件を処理する場合、受理した日から 3 ヶ月以内に処理を決定しなければならない。特別な理由で延長する必要がある場合、上級の特許管理部門に報告して許可を得なければならないが、延長期間は最長 3 ヶ月を超えてはならない。中止期間は処理期限内に計上しない。

省人民政府特許管理部門は特別な理由で処理期限を延長する場合、部門の責任者が許可する。

第 4 章 特許違法行為の調査、処理

第 23 条 下記に挙げる行為に対し、省、管轄区の市人民政府特許管理部門は職権により調査、処理を行う。

- (1) 他人の特許を詐称した場合。
- (2) 非特許製品を特許製品と偽り、非特許方法を特許方法と詐称した場合。
- (3) 特許管理部門および人民法院が下した権利侵害成立認定の処理決定または判決の効力発生後、権利侵害者が当該特許権を再度侵害した場合。
- (4) その他、特許管理秩序に違反する行為。

第 24 条 特許管理部門が特許違法案件を調査処理する場合、本条例第 21 条第 1 項規定の職権を行使することができる。

特許管理部門が特許違法案件を調査処理する場合、本部門の責任者の許可を得て、特許違法案件に関わる製品、材料、専用道具と設備等の物品を封印保存又は仮差押えることができる。特許管理部門が封印保存、仮差押えた物品は適切に保存しなければならず、使用し

てはならない。また保管費用をそのものでまたは別の形で受け取ってはならない。
封印保存、仮差押えた物品が保管不良により損傷、損失、消失した場合、特許管理部門は法に基づき賠償しなければならない。

第25条 特許管理部門が特許違法行為を処理する期限は本条例第22条の規定を適用する。

第5章 法律責任

第26条 本条例第9条第1項の規定に違反し、不法に他人の特許を実施した場合、特許管理部門は権利侵害者にただちに侵害行為を停止するよう命じる。製品の権利侵害部分と直接に特許権利侵害する専用工具、設備などの物品は除去、廃棄、接收できるが、ただし権利侵害紛争の処理過程において当事者の和解協議が達成された場合は除く。

第27条 本条例第9条第1項の規定に違反し、他人の特許を詐称した場合、特許管理部門は是正と公告を命じ、違法所得を没収し、違法所得の3倍以下の罰金を科すことができる。違法所得が無い場合、5万元以下の罰金を科すことができる。犯罪に該当する場合は法に基づき刑事責任を追及する。

第28条 本条例第9条第1項の規定に違反し、非特許製品を特許製品と偽り、非特許方法を特許方法と偽った場合、特許管理部門は是正と公告を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。特許偽称マークは、接收廃棄し、現存の製品上の特許偽称マークは一掃する。特許偽称マークと製品が分離できない場合、その製品を接收廃棄する。

第29条 本条例第9条第2項の規定に違反し、相手が他人の特許を詐称し、特許を詐称していることを知っていながら又は知り得たにもかかわらず、資金、場所、輸送手段、生産設備等の便宜を提供した場合、特許管理部門は期限を指定して是正するよう命じ、且つ2万元以下の罰金を科すことができる。

第30条 本条例第12条の規定に違反した場合、工商行政管理部門が法に基づき処理する。

第31条 本条例第13条第2項の規定に違反した場合、特許仲介サービス機関所在地の管轄区の市人民政府特許管理部門が警告を与え違法所得を没収し、違法所得の同額から3倍までの罰金を科すことができる。違法所得が無い場合、2万元以下の罰金を科すことができる。

第32条 本条例第23条第(3)号規定の行為がある場合、特許管理部門は是正と公告を命じ、違法所得を没収し、違法所得の3倍以下の罰金を科すことができ、違法所得が無い場合、5万元以下の罰金を科すことができる。

第33条 本条例第21条、第24条の規定に違反し、関係単位または個人が保存、封印、差押えられた物品を無断で解除、移転、処理した場合、特許管理部門は是正を命じ、且つ1千元以上1万元以下、又は移転、処理された物品の価値の同額以上3倍以下の罰金を科すことができる。

第 34 条 本条例が規定する行政処罰は省、管轄区の市人民政府特許管理部門が実施し、省、管轄区の市人民政府特許管理部門は特許管理許容量が大きく実際の処理能力のある県（市、区）の人民政府特許管理部門に実施を委託することもできる。

第 35 条 特許管理部門の職員が法に基づいた公務執行を拒絶、妨害した場合、公安機関は「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づき処罰を行う。

第 36 条 特許管理部門の職員が職務懈怠、職権濫用、汚職をした場合、その所在単位又は関係する主管部門が行政処分を行う。犯罪に該当する場合は、刑事責任を追及する。

第 6 章 附則

第 37 条 本条例は 2005 年 11 月 1 日から実施する。